

D－S T Bリース契約に係る情報漏洩調査に関する決議（案）

1．調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- （1）D－S T Bリース契約に係る金額入り設計書の漏えいに関する
全容の解明
- （2）D－S T Bリース契約に係る金額入り設計書の漏えいに対する
市の対応について

2．特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 110 条及び委員会条例第 6 条の規定により、委員 13 人からなる情報漏洩に関する調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3．調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を上記委員会に委任する。

4．調査期限

委員会は議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、本調査が終了するまで継続して調査を行うものとする。

5．調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、600,000 円以内とする。